IT利活用に向けた規制制度改革 くこれまでの経緯とアクションプランの改定>



平成28年10月18日 内閣官房IT総合戦略室

目次

| 1. 規制制度改革を巡るこれまでの取組 | |
|---------------------|---|
| □これまでの経緯 | 2 |
| ロアクションプランとそのフォローアップ | 3 |
| □基本指針と全数調査 | _ |

■ 2. アクションプランの改定に向けて □創造宣言、再興戦略の記述

IT利活用に向けた規制制度改革を巡る主な経緯

• IT総合戦略本部では、これまで、IT利活用に係る規制制度改革として、「アクションプラン」を策定し、 個別項目の改革を推進するとともに、基本原則や各省庁による取組を定めた「基本指針」を決定。

高度情報通信ネットワーク社会推進本部(IT本部)

規制改革会議(第2期)

世界最先端IT国家創造宣言 (H25.6.14 閣議決定)

平成25年度 (FY2013)

平成26年度

(FY2014)

本年中を目途に、「IT 利活用の裾野 拡大のための規制制度改革集中アク ションプラン」(仮称)を策定

ITコミュニケーション 活用促進戦略会議

第1回: H25.12.26~

第8回: H26.5.26

ネット意識革命宣言 (H26.5.26 戦略会議決定)

• ITコミュニケーションの利活用促進に向けた基本的な考え方を整理した指針を策定するべき

第9回: H27.6.16

IT利活用に係る基本指針 (H27.6.30 IT本部決定)

- 「情報セキュリティの強化」と「5つの基本原則」
- 各省庁による「手続の現状把握(全数調査)」と 「見直し計画の策定/対応」

規制制度改革分科会

第1回: H25.10.21~ 第3回: H25.12.5

IT利活用の裾野拡大のための 規制制度改革集中アクションプラン (H25.12.20 IT本部決定)

• IT利活用の推進を阻害している規制制度 見直しに向けた対処方針 <28項目>

> その後、アクションプランについて 年2回フォローアップ

> > 第4回: H26.5.19 第5回: H26.9.22 第6回: H27.2.3 第7回: H27.4.9 第8回: H27.5.25

全数調査 (法令等により書面による保存・ 交付等が規定されている事案: H27.6.4公表)

創業·IT等WG

第8回:H25.9.6~ 第14回:H25.12.13

IT関連の規制改革事項について (H25.12.20規制改革会議決定)

IT 利活用により、国民等の①選択肢の拡大及び②負担軽減に資するもの、 ③対面・書面交付の見直しによる規制 改革事項<10項目>

規制改革実施計画 (H26.6.24閣議決定)

• 創業・IT等分野は、100項目。

※H27, H28の規制改革実施計画では、 IT関連は、分野としては特段特定されず。

平成28年度

(FY2016)

平成27年度

(FY2015)

世界最先端IT国家創造宣言 (H28.5.20 閣議決定)

• 年末までに「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を改定

第9回: H28.6.30

全数調査 (H28.6.30公表)

規制制度改革WG

規制改革推進会議

「規制制度改革集中アクションプラン(2013)」の概要

参考

2013年12月、IT総合戦略本部は、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続きを含めて、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度の精査・検討を行い、28項目の対処方針からなる「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革アクションプラン」を策定。

行政手続き関連

<本人確認手続きの見直し>

- 政府のオンライン行政手続きにおける本人確認手続きの見直し
- I D連携による制度間の本人確認の合理化
- 個人番号カードを活用した公的個人認証サービスの利用場面拡大

○ 新たに検討された項目: 1 2

○ 以前に検討された項目で、改めて期限設定 もしくは内容の詳細化等がなされた項目:

規制改革会議で対応した項目:

<その他>

- 登記情報の共有化、添付書類省略
- 自動車保有関係手続きのワンストップサービスの 拡充
- 道路占有手続きの簡素化・統一化
- 航空機登録申請の添付書類を削減した上での 電子化
- 建築確認申請の電子化
- 公的機関からの電子的手段による通知の促進
- 地下街等閉空間における電波申請書(工事設計書)の簡素化

民間取引関連

<対面原則の見直し>

- 高等学校での遠隔授業の正規授業化
- 不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し
- 国家資格の取得更新時におけるe-ラーニングの活用

<書面による保存、提供が規定されている制度の見直し>

- 株式会社の事業報告等のウェブ開示
- 電子的な手法による労働条件の明示
- 国税関係帳簿の電子化保存に関する規制の見直し
- 教科書の電子化
- 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和
- E-文書法の再徹底

<テレワークの推進>

- ハローワークにおける「在宅勤務」の取り扱いの見直し
- 「くるみん」制度認定基準へのテレワークの組み込み
- 労働者が希望する場合に所定労働時間内の深夜労働割増の柔軟化
- 在宅勤務と育児休業を両立するための給付金支給規定の改定
- 遠隔雇用をする場合の最低賃金基準の見直し

<その他>

- 旅館における宿泊者名簿の電磁的作成・保存の推進
- クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し
- 金融機関における外部委託先の監督についての明確化
- 現況地形及び施工図の3 D化·配信の推進

- アクションプランの各項目に関し、毎年2回、その進捗状況を評価・フォローアップ。2016年3月時点で は、28件中、措置済み案件15件を含め、S・A案件が22件となっている。
- 今後、これらの規制制度改革に伴い、<u>実際にどのような成果(アウトカム)が得られたか</u>も含め、更な る分析が必要。

| | | 行政手続き関連 | 民間取引関連 | | | | | |
|---|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|
| | S:措置済み ※内容やスケジュールにおいて、対処方針以上の結論が得られたもの | • 地下街等での電波申請書の簡素化 | 高等学校遠隔教育国税関係帳簿類電子化保存金融機関外部委託先監督 | | | | | |
| - | A:措置済み ※対処方針のとおり検討 や論点整理が行われたも の。 | 登記情報共有化、添付書類省略 道路占有手続き簡素化・統一化 航空機登録申請添付書類削減・電子化 建築確認申請電子化 | 株式会社事業報告ウェブ開示 保険契約解約返戻金なし記載書面交付 ハローワーク在宅勤務取扱い くるみん制度でのテレワーク扱い 在宅勤務と育児休業のための給付規定 旅館宿泊者名簿電磁的作成・保存 クラウドメディアサービス実現規制見直し | | | | | |
| | A ※対処方針のとおり検討 や論点整理が行われたも の | ID連携による本人確認合理化公的個人認証サービスの利用場面拡大自動車保有関係手続きOSS公的機関電子的手段通知 | 電子的手法労働条件明示教科書電子化現況地形・施工図3D化・配信 | | | | | |
| | B ※対処方針のとおり検討 や論点整理が行われてい ないもの(一部措置済み を含む) | • 行政手続きにおける本人確認手続き | ・ 不動産取引重要事項説明・ 国家資格e-ラーニング・ E文書法再徹底・ 深夜労働割増柔軟化(テレワーク)・ 遠隔雇用における最低賃金基準 | | | | | |

- 規制改革分科会の実施した全数調査(悉皆調査)の結果等を踏まえ、IT総合戦略本部は、 2015年6月、「IT利活用に係る基本指針」を決定。
- 同指針では、I T利活用の加速化のための新たな法制度の検討に資するため、以下を記載。
- ✓ 「<u>I T利活用の前提となる情報セキュリティの視点」</u>に加え、従来の対面・書面原則を転換し、I Tを極力優先するという"<u>電磁的処理の原則</u>"、"<u>行政保有情報の共同利用の原則</u>"など<u>「5つの基本原則」</u>を示す。
- ✓「行政における行動指針」として、<u>各府省庁には現状把握(全数調査)、見直し計画策定、それに基づく対応</u>を 求める一方、I T総合戦略本部は、各府省庁と連携し、必要に応じて法制上の措置を検討する。

<背景と取組>

<背景>

- ✓ 平成25年12月に<u>IT総合戦略本部の下</u> に、「ITコミュニケーション活用促進戦略 会議 |を設置
- ✓ 平成26年5月第8回会議で、「ネット意識 革命宣言」として提言とりまとめ

<これまでの取組と今後の取組>

- ✓ 「I Tコミュニケーション導入指針に 関する調査研究」(委託調査)
- ✓ 「法令等により書面による保存・交付等が規定されている事案の洗い出し」(規制制度改革分科会による悉皆調査)
- ✓ マイナンバー制度の運用開始など「I T利活用基盤」が整いつつある中、新たな法制度等を検討。

<IT利活用に係る基本指針概要>

<視点と基本原則>

- ✓ 「I T利活用の前提となる情報セキュリ ティ強化の視点」
- ・I T利活用は国民の安心・安全が確保 された上で行われることが大前提
- 利用者のITリテラシーを高め、セキュリティ対策に主体的に取り組むこと
- ・ルールを守るという規範意識を育むための 社会全体での不断の啓発活動が重要

✓ [5つの基本原則]

- ①電磁的処理の原則 (IT優先の原則)
- ②双方向性活用の原則
- ③安全・安心な情報の高度な流通性の確保の原則
- ④行政保有情報の共同利用の原則
- ⑤情報通信システムの共通化・標準化の 原則

<行政における行動指針>

(1)手続の現状把握

✓ 各府省庁は、その所管する法令に基づく 手続等の全数とその概要を本年度から 毎年度末時点において調査し、Webで 公表。

(2)「見直し計画」の策定

✓ 各府省庁は、調査に基づき、毎年12月 末までにオンライン化等のための法令の整 備を実施することが有効であると考えられ る手続等を検討対象手続として設定し、 その検討スケジュール等を策定。

(3)「見直し計画」に基づく対応

- ✓ 各府省庁は、見直し計画を踏まえ、必要に応じて法令の整備や法制上の措置等 を講ずることとする。
- ✓ IT総合戦略本部は、新たな法制の検討 と併せて、必要に応じて法制上の措置

全数調査(2016.6)の概要

- I T総合戦略室は、法令等により書面による保存、交付等が規定されている手続き等の調査(いわゆる「悉皆調査」または「全数調査」)を、これまで2回実施し、公表。
- 具体的には、規制制度分科会の議論を経た上で、2015年6月に公表し、「IT利活用に係る基本指針」に反映。その上で、2016年6月に見直し計画を含めて改めて公表。(現在、詳細分析中)
- 法令等により書面による保存、交付等を規定されている手続等 (注) の状況につき、当該手続きを所管する各府 省庁に調査。
 - (注) 行政機関等に係る申請、届出その他の手続等、及び、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存、交付等の行為。
- これらの手続等を、3類型(官(中央)-民等、地方-民等、民-民)に分類し、法令上オンラインによる手続が認められているか否か等、についてとりまとめ。(下記表)
 - (注) なお、官-民等の手続等で、既にオンライン化実施中の手続きについては、行政手続オンライン化法第10条に基づく調査を利用。
- うち、法令上オンラインによる手続きが認められていない手続きについては、各府省庁等に対して、オンライン化に向けた阻害要因の判定等を行い、オンライン化が有効であると考えられる手続等を「検討対象手続」として設定し、その検討スケジュール(見直し計画)の策定を依頼。

| 分類 | | 総手続数 | 法令上オンライン化可能な手続き | | 法令上オンライン化が不可な手 続き |
|------|-------|---------|-----------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------|
| | | | オンライン化実施中手続き | オンライン化実施 | していない手続き |
| 行政手続 | 官-民等 | 19,350件 | 8,040件 ※行政手続きオンライン化法第 10条に基づく調査 | 11,092件 ※うち、オンライン化を停止した 手続き数:6,654件 | 197件(1.0%) ※うち検討対象手続:21件 |
| | 地方-民等 | 14,156件 | 9,846 ※うち、オンライン化実施中手続き数 | | 4,310件(30.4%) ※うち検討対象手続き:108件 |
| 民間取引 | 民一民 | 3,005件 | 2,684件 るため、今後見直し等により、数字は変更される可能性がある。 | | 321件(10.7%) ※うち検討対象手続き:34件 |

(注)なお、アクションプランに記載されている項目のうち、法令上オンライン化が不可な手続きは一部のみであり、<u>既にオンライン化されていても利便性に問題の</u>ある手続き、オンライン化は可能でありニーズはあるが他の理由でオンライン化がなされていない手続き等が多く記載されている。

アクションプランの改定に向けて

- 2016年5月に閣議決定された世界最先端IT国家創造宣言等を踏まえて、本年末までにアクション プランの見直しを行う。その際、基本指針に記載された法令上不可案件への対応も含む。
- 本改定にあたっては、IT本部の役割分担を明確にしつつ、政府全体で検討がなされる「規制改革・行政手続簡素化、IT化の一体的取組」と連携して行うものとする。

<アクションプランの改定、法令上不可案件の検討推進(IT総合戦略本部)>

世界最先端IT国家創造宣言(H28.5.20閣議決定) (新ビジネス創出等関係)

●「IT 利活用に係る基本指針」に基づく制度見直しの取組の成果や民間ニーズ等を踏まえ、行政手続及び民間取引における IT 利活用を強力に推進し、平成28年末までに「IT利活用の 裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を改定。

日本再興戦略2016 (H28.6.2閣議決定) (行政手続・民間取引におけるIT利活用の推進)

- ●「IT利活用に係る基本指針」に基づいて各府省庁が行う行政手続・制度の見直し計画の策定状況を踏まえ、IT総合戦略室は、各府省庁と連携の下、民間ニーズ等の観点からIT利活用を優先的に導入すべきと考えられる手続等を特定し、本年末までに導入時期及び必要な法制上又はその他の措置を取りまとめる。
- また、それ以外の行政手続等についても、IT総合戦略室においては、技術革新や民間ニーズなどを勘案し、各府省庁に対してIT利活用導入のために必要な条件等を聴取し、その内容を検証するとともに、各府省庁は毎年12月末までに策定する見直し計画にその検証結果を反映する。

<規制改革、行政手続簡素化、IT化の一体的取組(規制改革推進会議)>

日本再興戦略2016(H28.6.2閣議決定)

- ii)事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を進める新たな規制・制度改革手法の導入
- 我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、「GDP600兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとし、事業者目線で規制・行政手続コストの削減への取組を、目標を定めて計画的に実施する。
 - このため、まずは、外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続の抜本的な簡素化について1年以内を目途に結論を得る(早期に結論が得られるものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する)。
 - また、外国企業の日本への投資活動に関係する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

こうした先行的な取組と外国企業の日本への投資活動に関係する取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるでき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。